

## 岡崎市防犯活動行動計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市防犯活動行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第4条 委員長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

(1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合

(2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合

(3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合

2 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務については、市民安全部防犯交通安全課が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。